

カザフスタンにおける司法改革

—— 科学的分析の観点から (一) ——

グルナラ・ザハノーブナ・スレイメーノワ

中山 顕 (訳)

訳者はしがき

本稿は、名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALIE) における外国人研究員として二〇〇六年四月から同年七月まで日本に滞在し、研究を行なった、グルナラ・ザハノーブナ・スレイメーノワ (Гульнар Жахановна Слейменова) カザフスタン人文・法科大学刑事訴訟法・犯罪捜査学科教授 (二〇〇六年当時) による二〇〇六年の執筆論文 [Г.Ж. Слейменова, Судебная реформа в Республике Казахстан: научно-анализи-

гический обзор, г. Нагойя, 2006 の全訳である。

筆者のスレイメーノワ教授は、長年、カザフスタンの大学で刑事訴訟法を専門として研究・教育活動に従事する一方で、カザフスタンの司法制度に関するいくつかの重要な改革にも直接携わり、またそれらについて多くの提言を行ってきた経歴の持ち主である。現在は二〇〇九年からアルマトィ市内の法律事務所においてその代表を務めている。

筆者がこれまでに執筆したおよそ一〇〇を越える著作にはカザフスタンの刑事訴訟法および司法制度に関するものが多数含まれており、比較的近年においては、裁判官の地位に関する論

考や、筆者自身が法案の起草に携わったとされるカザフスタンの陪審制度などについての論考が見受けられる。

本稿は、そのような筆者の著作の中でも、カザフスタンの司法改革について比較的、総論的にまとめられた一論考である。

本稿において、筆者は、ソ連時代のベレストロイカ期を起点に据え、一九九〇年代を通してカザフスタンが遭遇した激しい変革の時代のダイナミズムの中で、現在のカザフスタンの司法制度の形成に連なる諸改革の軌跡を客観的視座をもって正確に描写することに努めている。それは冒頭にもあるように、筆者が自身の分析視角として掲げている「過去とは切り離すことのできない現在」という歴史認識の重みを真摯に受け止めているからにはほかならない。筆者は、カザフスタン司法改革の過去と現在と未来を体制移行による継承と断絶、あるいは旧制度の残滓の克服という歴史的な把握に沿って分析しており、それが本稿の特色の一つを成しているとも言える。ゆえに本稿は、カザフスタンの司法制度を知る上で実に多くの点で示唆に富み、同時にそれらの一部は同時代に同じくして国家再建の道を歩まねばならなかった近隣の旧社会主義諸国においても一般化可能な命題を内包していると思われる点で注目値する。

筆者がここで描き出すカザフスタンの司法改革は、現在も多

くの課題を抱えながら進行している。一例を挙げるならば、司法改革の中心的課題の一つとされる裁判官の地位について、筆者が近年「裁判所制度および裁判官の地位について」の憲法的法律の改正法案に寄せた意見書によれば、現下におけるこの問題への取組みは、その根本的な部分において本稿で筆者が指摘した裁判官の地位に関する諸問題を抜本的に改める方向へととは必ずしも向かっていないことがうかがえる（Г.Ж. Сулейменов, Заклопение на проект Конституционного закона Республики Казахстан 《О внесении изменений и дополнений в конституционный закон Республики Казахстан «О судебной системе и статусе судей Республики Казахстан» Юрист, 2008, № 11》。「裁判所制度および裁判官の地位について」の憲法的法律が二〇〇一年一月に制定されて既に九年以上が経過している。当初から問題の所在がはっきり指摘されていたにもかかわらず、同意見書の筆者の論調には落胆の声をすら聞こえてきそうである。しかし改革の歩みは一朝一夕に行かないのも事実であろう。だからこそ、未来を見失わないために、本稿で筆者が示したような歴史的、客観的な視座に基づいて改革の展望を正確に見定める姿勢が一層求められるのである。

目次

はじめに

1 司法改革の始まりとその前提

（一九八五年—一九九〇年）

2 主権国家カザフスタン形成期の司法改革

（一九九一年—一九九四年）（以上、本号）

3 一九九四年カザフスタンの法改革に関する国家計画

—最重要課題としての司法改革の基礎

（一九九四年—二〇〇〇年）

4 司法改革の現在（二〇〇〇年—現在）

はじめに

一九九〇年にカザフスタンが主権国家の地位を獲得した出来事¹⁾に続く国内の政治的、社会のおよび経済的な諸改革は、関連する固有の国家法制度の形成、とりわけ裁判所構成法および訴訟手続法上の新しい制度の形成を規定するものであった。司法改革が実施されたこの一六年間で、司法領域における抜本的な

改革が行なわれ、国家の中に司法権という独立した国家権力部門が形成されたことは、このことを象徴している。再編の経験は、それが成功だけではなく、失敗も伴った、長く、困難な、しかし前進的な道程であったことを物語っている。総じて言えば、独立し、権威を与えられた、専門的な司法権を共和国の中に確立するという壮大な事業は成し遂げられ、それは現在も続いている。裁判所構成法および訴訟手続法の分野で実施された司法改革の成果については、次に列挙する原理的にも新しい組織の地位と司法権の機能とを立法レベルにおいて確立したことが言えるであろう。

(1) 独立した国家権力部門の一つとしての司法権の地位を憲法レベルにおいて確立すること。

(2) 司法権の基本的な使命として、市民および組織の権利、自由および法益の保護を定め、法の支配を保障すること。

(3) あらゆる事件その他の法的紛争の裁判所への移管

(4) 裁判官候補者選任のための新しい手続と基準の作成

(5) 裁判所の独立を保障する制度の構築

(6) 誰もが裁判所にアクセスし、法的保護を保障される制度の形成

(7) 裁判所の審理におけるカザフスタン共和国憲法の直接適用

(8) 刑事事件、民事事件および行政事件の手續に司法的統制の原理（элементы судебного контроля）を導入する事。

(9) アルマトイ市に経済、行政および財政の専門裁判所を設置すること。

(10) カザフスタン共和国最高裁判所付置司法行政委員会（Комитет по судебному администрированию）およびその下部組織、最高司法評議会（Высший Судебный Совет）、共和国司法資格審査会（Квалификационная коллегия юристов）等の専門機関を設置し、物的、技術的、組織的および恒常的に司法制度の独立を実現すること。

(11) 陪審裁判所に関する法律（二〇〇七年一月一日施行）の採択

(12) 裁判官同盟（Совоз судей）、その地方組織その他の新しい組織の設立

しかし残念なことに、その反面では、公正で客観的な刑事事件の審理を担保する制度に若干の後退が見られた。そのうちの一つは、第一審公判手續において行われていた合議制や公判準備会議が廃止されたことであり（ただし、死刑が適用される犯罪事件は除く）、また一つは、人民審審員、社会的訴追人および社会的弁護人制度が廃止されたこと、さらに、新しい刑事事件の諸類型が、完全な捜査取調べを必要とせず破棄制度の対象

とならない、略式手續による事件とされたことが挙げられよう。現在も進行しているカザフスタンの司法改革のプロセスは、この種の国家活動の現代化とその進展の原因の分析およびその理解を抜きにしては、それを正しく把握することは不可能である。改革の結果として生じた、または改廃された諸々の制度や現象の原因の究明なくしては、カザフスタンにおける司法の現状や司法改革および司法の現代化の行方にとって規定的な、過去に形成され未だ影響を与え続ける一連の情勢やメカニズムを理解することは困難であり、時に不可能ですらありうる。今日の司法改革の前提とされる過去に行われた客観的かつ綿密な分析がどれ程重要であるかはここに至って一層明白となるであろう。この種の分析は、ソビエト司法制度についての諸学説、移行期における司法権力機関創設期の研究・評価に依拠しており、成功と失敗の歴史的経験を教え、現在のカザフスタン司法制度および訴訟手續を評価する一方で、国家権力たる司法権の分野において今後の改善のためのより熟慮された、科学的根拠に基づいた、有効な処方箋を与えてくれるという意味において欠くことのできない要素なのである。それは、「未来という車輪は、過去を軸にしてのみ廻る」という東方の故事が示唆しているように。

1 司法改革の始まりとその前提

（一九八五年—一九九〇年）

ソ連邦の解体と国家システムの全般的な改革の時期に、裁判所の法的地位と国家の統治機構におけるその地位と役割を劇的に変革する措置が講じられた。これに関しては、カザフスタンが主権国家の地位を獲得したと結び付けて法改革の起点を一九九〇年とする見解や、カザフスタンが主権国家として憲法を採択した一九九三年とする研究者たちの見解³³⁾には同調することができない。司法領域における改革は、一九八〇年代半ばにソ連邦で起こった「ペレストロイカ」という、国家、社会および法環境に重大な変化をもたらした歴史過程の必然の帰結である。そして、その端緒となったのが八〇年代初めに国家を襲った経済危機であった。もしも、巨大な国家資源にこの経済危機を乗り越えるだけの余力があったならば、国家の指導部が危機の深刻化という事態を合目的に利用することもなかったであろう。社会主義国家における計画経済の負の遺産や、ソビエト時代の社会生活における危機的現象は、八〇年代には既に顕在化し、その後急速に高まっていった。

ソ連邦の歴史における転換期となった一九八五年には、国家・

社会活動の全面的な改革および社会主義的法治国家建設の方針が連邦の共産党指導部により宣言された。この一九八五年の四月が、まさにペレストロイカの出発点なのである。ソ連共産党中央委員会総会は、科学技術の進歩の成果を効率的に利用し、国の社会経済の発展を加速度的に促し、社会生活の完全な変革を目指すという党の新しい政策路線を発表した。しかし、当時、これらの改革はすべて社会主義の改善を通じて行われることが想定されていた。この決定の採択の際には、客観的条件のみならず、主体的な条件も作用した。

ペレストロイカの始まりに関わる主体的な条件とは、国家の指導部の中枢に比較的活動的な若手の政治家達（ゴルバチョフ、リガチョフ、シュウルナゼ、ルシュコフ等）が加わっていたことであった。彼等は、国家と社会の刷新を支持すると同時に、自らの政権を強化することに心血を注いだ。そのため、ペレストロイカの決定は、社会主義的国家システムの崩壊を食い止める、その行政的指令的体制を、民主主義および市場関係の要素の導入と、もっとも非民主的な要素の除去によって変更しながらも、維持しようとする試みが基本となっていた。このとき、ペレストロイカのイデオログ達が構想したのは、政治体制の根幹が何らかの変革を余儀なくされるのではなく、ソ連共産党の指

導的役割が強化されるべきであるとの考えであった。このような方針は、四月のソ連共産党中央委員会総会（一九八五年）、第二七回ソ連共産党大会（一九八六年）、第一九回ソ連共産党全連邦協議会（一九八八年）における「国の社会経済発展の促進について」および「政治制度改革について」の各決定の中にあられていた。

その一方で、客観的な条件として、経済的不況、科学技術面での拡大するばかりの西側諸国との格差、社会生活部門における失敗、そして社会発展に必要な国家の指導力を無力化させるまでに至った政治危機が生じていた。

ソビエト法の学説では、権力の統合とその不可分性が基本原理とされていた。国家権力は、人民代議員ソビエトにより行使され（一九七七年ソ連憲法第二条）、立法機関であるソ連最高ソビエトおよび連邦構成共和国最高ソビエトは、それぞれがソ連邦、連邦構成共和国におけるすべての問題についての決定権を与えられた最高権力機関とされた。一九七七年ソ連憲法第八九条において「人民代議員ソビエト、すなわち、ソ連最高ソビエト、連邦構成共和国最高ソビエト、自治共和国最高ソビエト、辺区および州の人民代議員ソビエト、自治州および自治管区の人民代議員ソビエトならびに地区、市、市内の区、都市型居住

区および村の人民代議員ソビエトは、国家権力機関の統一的な体制を構成する」と規定されている。裁判機関としての裁判所の地位は、形式上および法制度上においては、執行機関および立法機関とは区別されて憲法に定められた。しかし、実際には、ソ連共産党に権力が集中し、スターリン時代に既に常態化していたこのような実態は、一九七七年憲法の第六条において、ソ連共産党は「ソビエト社会の指導的かつ嚮導的な力であり、ソビエト社会の政治システム、国家組織および社会団体の中核である」と定義されるに至り、党のノメンクラトゥーラには全権力が与えられたのである。政党機関の地位についてのこのような誤った定義づけは、ソビエト国家における権力の実態、すなわち、憲法第二条に規定する「ソビエトによる国家権力行使」の完全な実現を妨げていた党・国家のノメンクラトゥーラによるすべての指導を如実にあらわしていたと言えよう。国民生活に関わるあらゆる事項がソ連共産党の党機構により決定されていた。しかもこの種の事項は、ソ連共産党の規約に則ってソ連共産党大会を経て決定されるのではなく、ソ連共産党中央委員会の機構、すなわち、ソ連共産党中央委員会政治局員および各政治局員ならびにソ連共産党中央委員会の機構の各部および各部門の長によって決定されていた。ソ連共産党の指導者は、同

時に、国家の指導者であり、国家機関の活動を監督し、指示を与え、人事事項を決定することが原則であった。裁判所、法秩序維持機関等の国家機関では、ソ連共産党員であることが昇進にとっての必要条件とされた。したがって、権力機関および個人の地位は、党のシステム内でのそれぞれの地位から自ずと決まってきた。法秩序維持機関の長が、その職務上の地位から、必ず国家政党のエリート集団に属していたことを指摘しておく必要がある。例えば、国家保安委員会委員長は、その職務上の地位から、常にソ連共産党政治局員であった。その他にも、各レベルの検察庁の長（地区検事長から検事総長まで）は、当該レベルの党委員会（ソ連共産党中央委員会から地区委員会まで）の構成員であり、各環（*звено*）の裁判所長は、その職務上の地位から、常に当該レベルの環（ソ連共産党中央委員会から地区委員会まで）の党監査委員会の構成員であった。さらに、裁判官はすべて、共産党員であることが要求された。このような編成は、国家保安委員会委員長と検察庁の長の地位が裁判所長のそれよりも高いといった具合に、国家権力のヒエラルキーの中で、裁判所には他の法秩序維持機関と比べてもわずかな役割しか与えられていなかったことを明示していた。国家の裁判所に対する態度について言えば、例えば、一九九〇年には

裁判所の三〇％以上がその活動に適しているとは言い難い建物や、老朽化し壊れかけたビルの中に所在し、訴訟手続上の要請には到底応えられそうにもないと言ったような実態があった。⁽⁴⁾ これらが原因で、政治的迎合（*политическая ангажированность*）とも呼ぶべき、個人の利益を犠牲にしてまでも国家および党の利益の擁護を優先する志向に、ソ連時代の裁判官集団の特徴を見ることができよう。裁判官の選任および権限の剥奪等の裁判所の人事事項のすべてが、党機関により決定されていたのである。

当時のソ連邦、連邦構成共和国および自治共和国の基本裁判所構成法⁽⁵⁾（一九五八年二月二五日採択（以下「基本裁判所構成法」という。））では、ソ連邦の裁判所体系は、連邦裁判所であるソ連邦最高裁判所および軍事法廷、共和国裁判所である①連邦構成共和国最高裁判所、②自治共和国最高裁判所、③州裁判所、④地区（市）人民裁判所により構成され、民族管区裁判所、④地区（市）人民裁判所により構成されていた。裁判所の管轄は、少数の民事事件および刑事事件の審理ならびに若干の行政的違法行為についての資料の審査であった。基本裁判所構成法は、裁判所の次の原則を憲法に従い定めていた。

(1) すべての裁判所で事件を審理する合議体は、第一審裁判所においては裁判官一名および人民参審員二名、未確定裁判を審理する破棄審裁判所においては当該上級裁判所の裁判官三名、確定裁判を審理する監督審裁判所においてはソ連最高裁判所または連邦構成共和国最高裁判所の合議部ごとに当該裁判所の裁判官三名、これらの裁判所幹部会においては構成員の過半数、総会においては構成員の三分の二以上により構成される。

(2) 裁判官および人民参審員の独立および法律のみへの従属（しかし、この場合においても、裁判官には、選挙人および選出母体たるソビエトに対しての定期的な活動報告義務が課せられていた。）

(3) すべての裁判所における審理の公開

(4) 社会的訴追人および社会的弁護人としての社会団体の代表の参加

(5) その他若干の諸原則

裁判所はすべて、次のような選挙制により組織された。(イ) 地区または市人民裁判所の裁判官は、普通、平等、直接選挙の原則に基づく秘密投票により地区または市の市民により選挙された。(ロ) 地区または市人民裁判所の人民参審員は、職場また

は居住地ごとの労働者、職員および農民の総会で選挙され、二年間の兵役期間中の者にあつては、軍勤務者の総会で選挙された。(ハ) 州、辺区および市裁判所ならびに自治州および民族管区裁判所の裁判官は、各勤労者代議員ソビエトにより選挙された。(ニ) 連邦構成共和国および自治共和国の最高裁判所の裁判官は、各最高ソビエトにより選挙された。(ホ) ソ連最高裁判所の裁判官は、ソ連最高ソビエトにより選挙された。すべての裁判所の裁判官の任期は五年とされた。裁判官候補者および人民参審員には、ソ連国籍を持ち、選挙権を有し、選挙日において満二五歳以上であることの三つの要件が求められた。裁判官および人民参審員は、選挙人もしくは選出機関からリコールされた場合または有罪判決が確定した場合には、任期中であっても罷免された。

ソ連憲法には裁判官の独立（一九三六年ソ連憲法第一二二条）および裁判官の法律のみへの従属（一九七七年ソ連憲法第一五五条）の原則が謳われていたが、現実がその対極にあつたことは明らかであつた。裁判所の活動が党機関の指導、監督の下に置かれ、裁判所の役割については、それが法適用部門における党の政策の公式の伝達者とされた。例えば、一九七〇年代の社会学的研究の一環として実施された裁判官への匿名のアンケート

トによれば、裁判の実施にあたって不当な決定を受け入れられるような働きかけがあったことが明らかになっている。裁判官に対するこのような働きかけを行なう主体としては、第一に党機関、次いでマスメディア、裁判所が特定の物的な依存関係にある組織および企業の長、さらに個々の利害関係人があった。この間、裁判所は法秩序維持システムの一部門としてのみ審理を行い、それが独立した国家権力の一つであるとみなされることはなかった。「司法権」の概念は、権力分立の原則と同様に存在しなかった。そのため、司法改革でまず最初に取り組まれたことは、裁判官の選挙手続を改革することによって裁判官の独立を強化しようとする試みであった。

— 支配的なエリートの閉鎖性、その事実上の終身性と誰からも監督を受けないこと、支配する党・国家ノメンクラトゥーラの強固さは、社会不満を生み出し、国家機構内部に、また党組織や社会それ自体においても矛盾を誘発させていった。一九八〇年代中頃は、国際情勢と相まって、ソ連の国内情勢もまた困難な時期にあった。ソビエト連邦は依然として大国としての地位を維持してはいたものの、それは急速に失墜し始めていた。私見によれば、このような状況がペレストロイカに踏み切ることとなった客観的な理由であったと思われる。

ペレストロイカの第一期（一九八五年—一九八七年）は、改革コンセプトの練り上げの時期であったと特徴づけることができる。ソ連共産党四月総会（一九八五年）において、書記長M・C・ゴルバチョフは、改革の趣旨を説明し、その後、それが各種の党員会議において具体化、発展させられていった。中でももっとも重要な役割を果たしたのが第二七回ソ連共産党大会（一九八六年）であった。この大会では、とりわけ、憲法レベルで確立した社会主義的民主主義の改善と発展の必要性について指摘され、そのためには裁判活動の意義と権威の向上が重視されるべきであり、それは社会的公正、法の下の平等および公開の原則が裁判活動の中に広く浸透するかどうかにかかっているとされた。⁹⁾

この時期の特徴としては、抜本的な改革ではなく、社会主義の改善と社会経済の発展の加速化により、社会主義を基礎にして、宣言された諸目的の達成を目指すというものであった。その理由については、ゴルバチョフは、「言うまでもなく、われわれは、ソビエト政権を放棄するつもりもなければ、その原理原則から後退することもない。しかし、社会主義を強化するという理由から必要とされる変更は、社会主義を政治的により豊かにし、より躍動させるのである」と述べている。¹⁰⁾ しかしながら、

このような方針は、改革の初期段階で挫折し、その後の第二期（一九八七年―一九八八年）においては改革の理念と戦略に新たな修正が加えられることになった。その修正とは、より民主主義的志向性を高めた社会主義の新しい民主主義モデルを創造するというものであった。一九八八年七月の第一九回ソ連共産党全連邦協議会では政治改革が議題となった。その目的は、人民代議員ソビエトのすべての環の活動を強化し、議会主義、権力分立および法の支配の諸原則をソビエト・システムに導入し、司法改革を実施することであった。¹⁰¹ 「ソビエト社会の民主化および政治システムの改革について」「グラスノスチについて」「法改革について」「官僚主義対策について」等の諸々の決議名からも明らかのように、社会の民主化路線がこの協議会決議を通して実際に具体化されていった。したがって、ここで採択された「法改革について」の決議が公式な意味での法改革の出発点であると言える。社会の法領域および裁判所を中核とする法秩序維持システムにおける重要改革の実施についての組織的、法的な措置の全体がこれらの決議によってとり決められたのである。¹⁰² 司法改革の必要性についての決議は、経済の順調な発展、政治的安定、社会の安寧が司法制度のあり方に直接依存するという理由から採択された。そして開始されたバレストロイカの

プロセスでは、ソビエト法の現状、裁判所の地位と役割にとどまらず、国家机关システムにおける法秩序維持機関についても、その現状、役割、意義についての根底的な見直しが不可避とされた。「法改革について」の決議では、裁判所の権威および独立の強化、当事者主義および公開の保障、無罪推定の遵守ならびに裁判での訴追側寄りの禁止を通じて、社会主義的民主主義体制における裁判所の役割を強化すること、検察官の独立を強化し、取調べおよび裁判手続への弁護人の参加事由を拡大すること、もっとも複雑な事件審理においては人民参審員の数を増やすこと等が提起された。¹⁰³ その際、法改革は、政治的および経済的な改革と同時に、またこれらより少し先に行われる必要があるとされた。¹⁰⁴

「ソ連憲法（基本法）の改正について」の法律（以下「憲法改正法」という。）は、第一九回ソ連共産党全連邦協議会における決定を受けて、一九八八年二月一日、ソ連最高ソビエト第一期第一二会期において採択された。¹⁰⁵ この憲法改正法では、その後の憲法改正にもかかわらず、随所において権力の再分配プロセスについての見通しを示していた。したがって、これをソ連邦における憲法改革の第一段階と言うことができるであろう。¹⁰⁶ この憲法改正法では、ソ連憲法第二章「人民代議員ソビ

エトの体系およびその活動原則」、第一三章「選挙制度」および第一五章「ソ連最高ソビエト」の三章の全部改正、第二〇章「裁判所および仲裁機関」の第一五二条、第一五三条および第一五五条の改正、その他の章においても一八の条項の改正を含め、改正は全五五ヶ条に及んだ。そして何より特筆すべきなのは、この憲法改正法によってソ連人民議員大会および連邦構成共和国人民議員大会という新しい国家組織が導入されたことである。このことによって立法と行政の分離という理念が一部実現されたのである（地方レベルでは、ソビエトから執行委員会の後見が解かれた）。選挙制度が改正され、ソ連人民議員選挙および国家機関の機能についての諸原則も変更された。その他にも、パターナリズムおよび独裁体制にある程度対抗しうる諸原則も盛り込まれた。さらに、ソビエトによって選挙または任命されていた公務員は、連続して三期以上同じ職に就くことができなかつたとして、公務員はすべて、その職務を適切に遂行し得ないときは、任期満了前であっても罷免されるものとした（ソ連憲法第九一条および第一二〇条）。

ソ連最高ソビエトが専門機関としての「ソ連邦の常時活動する国家権力機関」（一九八八年一月一日改正ソ連憲法第一一条）へと改編されたことが、他の変更の呼び水となった。一

九八九年三月には、第一回目の民主的なソ連人民議員選挙が行われ、一九九〇年春には各連邦構成共和国および自治共和国ならびに地方ソビエトの人民議員選挙が行われた。常時活動するソ連最高ソビエトが組織され、政治改革の主導権は議員に委ねられた。彼らは、法治国家建設の理念について多くの提言を行なった。この大会決議において初めてペレストロイカの具体的なコンセプトが示され、そこで、国家および社会生活の中でもっとも重要な分野に関係する憲法的な改革を段階的に進めていく見通しが示された。かくして、実に革命的とも言える国家権力機関の大改革は、一九八九年にようやく着手されたと言えるのである。

司法改革の必要性については、第一回ソ連人民議員大会の決議において承認されたが、その初めの兆候は、一九八九年の終わりまでに制定されたいくつかの法律の中に既に見出すことができた。中でもっとも重要な法律が、一九八九年八月四日に制定された「ソ連における裁判官の地位について」の連邦の法律⁹⁶⁾（以下「ソ連裁判官地位法」という。）であった。これによれば、上級の人民議員ソビエトによるすべての裁判官の選挙制が導入されたが、最高裁判所裁判官および州裁判所裁判官は、同レベルの人民議員ソビエト、すなわち、ソ連最高ソビ

エトまたは州人民代議員ソビエトにより選挙されることになった。裁判官および人民参審員の独立の保障（裁判への干渉の禁止、法廷侮辱に対する責任、裁判官および人民参審員の不可侵等）が明記されたほか、裁判官資格審査会が設置され、裁判官協議会の招集等が規定された。一九八九年一月二三日には、ソ連邦および連邦構成共和国の基本裁判所構成法（全部改正）がソ連最高ソビエトで採択され、ここではソ連裁判官地位法の多くの規定（裁判官および人民参審員の地位についての諸原則等）が引き継がれ、発展させられたことに加え、地区または市人民裁判所に属し、行政的違法行為事件の審理および執行手続を担当する裁判官職の設置、無罪推定の原則、勾留、逮捕または被疑者とするこの告知段階からの被疑者の防御権、法定刑が死刑または一〇年以上の自由剥奪刑に該当する犯罪事件の陪審裁判所（人民参審員の拡大会議）による審理等の新たな規定が盛り込まれた。司法省機関に裁判所の組織的保障だけの権限を付与した規定もまた重要な改正であった。当時の一九七二年ソ連司法省規程によれば、ソ連司法省およびその諸機関は、裁判所に対して組織的な指導を行なうものと定められていた。²⁴しかし、「指導」の文言を「保障」へと改めただけで、実際の活動において何一つ変わるところはなく、この「保障」とは、こ

れまでと同様の司法省機関による事実上の指導にほかならなかった。その証拠に、これらの機関が裁判官候補者の選抜から養成、裁判官および裁判所職員の昇進、裁判所の物的・事務的保障といった重要な事項を決定していたこと、共和国法の適用に関する問題についての裁判所への指導的説明をカザフスタン最高裁判所総会に提案する権限が司法大臣に与えられていたこと（カザフスタン・ソビエト社会主義共和国裁判所構成法第三条第三項）等が挙げられる。司法省機関は、従来通りに裁判所の活動をチェックし、裁判実務を監督した。上級ソビエトによる裁判官の選挙が、裁判官による具体的な事件の解決や、裁判官と司法省機関との関係に依存していたことも看過する訳にはいかない。このため、裁判官の独立は、実際に保障されることなく、宣言的な規定にとどまり、裁判官は、新たなノメンクラトゥーラの後見を受けることになった。

ソ連の他の連邦構成共和国と同様に、カザフスタン・ソビエト社会主義共和国でも、全連邦的法令の規定にしたがい、カザフスタン・ソビエト社会主義共和国裁判所構成法²⁵（以下「カザフスタン裁判所構成法」という。）が制定された。この法律には、裁判官に対する地方権力の影響力を弱める狙いがあったが、とりわけ以下の点を考慮した場合、それが裁判官の独立の保障

や裁判の質の向上の問題を完全に解決したと言うことはできない。すなわち、裁判官の任期が従来通り一〇年とされ、裁判官に選挙機関への報告義務が課されていた点（カザフスタン裁判所構成法第二五条および第三六条）、裁判所の組織的保障の権限が従来と変わらず、執行機関たる司法省およびその諸機関に与えられていた点（同法第三三条第二項）である。

ソ連裁判官地位法および基本裁判所構成法の制定を受け、ソ連最高ソビエト第二会期において、裁判所および裁判官に関する以下の法令が採択された。「法廷侮辱への責任について」の連邦の法律、「市民の権利を侵す公務員の行為に対する裁判所への不服申立てについて」の連邦の法律、「裁判官および人民参審員の宣誓について」のソ連最高ソビエトの決定、「連邦裁判所裁判官資格審査会規程の承認について」のソ連最高ソビエトの決定、「裁判官勤務評定規程の承認について」のソ連最高ソビエトの決定、「連邦裁判所裁判官の懲戒責任ならびに連邦裁判所裁判官および人民参審員のリコールおよび任期途中の罷免に関する規程の承認について」のソ連最高ソビエトの決定、「連邦および連邦構成共和国の裁判官の資格等級の設定について」のソ連最高ソビエトの決定。

また、裁判官の物的および社会的な環境の改善のために、次

の措置がとられた。「裁判所の活動条件および物的・技術的保障の改善措置について」のソ連大臣会議の決定（一九九〇年二月一日・№150）の施行に際して、カザフスタン大臣会議は、裁判所の活動水準を向上させるため、当該官庁に対して裁判を実施するのにふさわしい建物を確保するための措置を講じること、また必要に応じて建物の大規模な修理を行うことを義務づける決定、共和国司法省が裁判所に対する物的・技術的保障のための必要経費を毎年割当てることを決めた決定を採択した。

一九八九年一月二月に行なわれた第二回ソ連人民代議員大会の決議により、人民代議員大会、ソ連最高ソビエトおよびその諸機関の活動手続、選挙制度の変更および憲法監督の問題についてソ連憲法の改正がなされた。これらの改正は、一九八八年一月二日の憲法改正法により創設された諸制度の一層の民主化に大きな影響を与えた。とりわけ、立法権の優位を保障しながら、立法権と執行権の分離の原則を部分的に実現したことが挙げられる。それは、後の憲法裁判所に類似する新設の憲法監督委員会（一九八八年改正ソ連憲法第二二五条および第一三〇条）に委ねた憲法監督のメカニズムの創出により「抑制と均衡」の若干の要素を導入したことにあらわれ、それによって執行権の立法権に対する優位を克服する試みがなされたのである。ソ連

憲法監督委員会⁸⁰は、ソ連人民代議員大会により一〇年の任期で政治と法の専門家の中から選ばれ、各連邦構成共和国の代表を含む委員長、副委員長および二五名のメンバーから構成される組織であった。この委員会の管轄は次の通りであった。

(1) 次のもののソ連憲法への適合性審査

(イ) ソ連人民代議員大会に提出された連邦の法律案その他の法令案

(ロ) ソ連人民代議員大会の制定した連邦の法律その他の法令
(ハ) 連邦構成共和国憲法

(2) ソ連邦および連邦構成共和国のすべての法律その他の法令（下位法令を含む）および批准または承認された国際条約その他の合意のソ連憲法ならびにソ連人民代議員大会およびソ連最高ソビエトの制定する法律への適合性についての監督

この場合、ソ連憲法監督委員会の意見は、ソ連人民代議員大会に提出された連邦の法律案その他の法令ならびにソ連人民代議員大会が制定した連邦の法律その他の法令に関してはソ連人民代議員大会に、連邦構成共和国の憲法および法律に関してはソ連人民代議員大会またはソ連最高ソビエトに、それぞれ提出することとされた。ソ連憲法監督委員会によって採択された意見は、ソ連人民代議員大会の制定した連邦の法律その他の法

令の効力、連邦構成共和国憲法またはそれらの個別の規定の効力を停止させるものではなく、直近の大会の会議で審議され、採決に付された。その他の意見は、法令を制定した機関に送付された⁸¹。

しかし、国家権力をその三つの典型的な部門に、すなわち、立法権、執行権および司法権に分割することに関する問題や、裁判所の役割、その独立の強化に関する問題について、当時の法令の中でその解決を見ることはなかった。

任期一〇年での上級ソビエトによる裁判官の選挙（ソ連憲法第一五二条）、最高裁判所の法案発議権（同第一一四条）、裁判官とその選挙主体たるソビエトの代議員との兼職禁止（同第九六条）など、裁判制度の外観を民主化に向けて改革しようとする立法者の意図を示した若干の規定がソ連憲法の改正により設けられた。

このように、一九八八年から八九年にかけて民主的な裁判のための法的基盤の要素が部分的に整い始め、裁判官の法的地位を一新するために数多くのことがなされた。まず最初に、憲法、刑法、民法、行政法、訴訟法から、違法状態、弾圧、行政の横暴および官僚主義を様々な形で隠蔽してきた多くの規定を削除する作業が始まった。イデオロギーの軛からの法の解放が進め

られたのである。しかし同時に、一九九一年の末までは、宣言された司法改革の目的にもかかわらず、一連の法制度は変化を遂げることなく存続し、あるいは見せかけだけの「化粧直し」の改革が行なわれたため、それらは部分的で未完成な、とすれば宣言的な性格のものに過ぎなかった。ペレストロイカ時代の改革の一貫性の欠如は、ソ連が政治的、社会経済的、法的危機を乗り越えることを困難にしたばかりか、それを一層深刻化させた。時間の経過とともに、ソビエト的な命令・行政システムでは立ち行かないことが明らかとなり、抜本的な改革の機運が高まっていった。

第三回臨時ソ連人民代議員大会（一九九〇年三月一日）において「連邦大統領職の創設およびソ連憲法（基本法）の改正について」の法律が制定された⁸⁰。改正は、権力分立や、悪名高いソ連憲法第六条の廃止といった、もっとも重要かつ原理的な問題にまで及び、それは社会全体はもとより、裁判制度にとっても重大な帰結をもたらした。すなわち、裁判官がソ連共産党員でなければならぬという秘密の要件は撤廃され、「カザフスタン・ソビエト社会主義共和国の国家権力機関、検察庁、国家保安機関、内務機関、司法省機関、国家仲裁機関、裁判所および税務機関の内部における政治目的を追求する社会団体の基

層組織の創設および現に存在する基層組織での活動⁸¹が禁止された。また、この法律では共和国大統領のポストが創設され、相当広範な権限がこの国家元首に与えられた。裁判所に関しては、最高裁判所長官候補者の提案（第一二七条の三第六項）、軍事法廷裁判官の任命（第一二七条の三第一〇項）が大統領の権限とされた。一方で、最高裁判所の長官は、大統領が罷免発議することのできない唯一かつ最高の国家公務員とされた（第一二七条の三第六項）。そしてまさに、この第三回臨時ソ連人民代議員大会の後、ソ連邦の崩壊のプロセスが始まるのである。連邦を構成していた各共和国は、主権国家を宣言し、独自の法制度の創造へと向かっていくのである。

2 主権国家カザフスタン形成期の司法改革 （一九九一年—一九九四年）

この時期は、一九九〇年カザフスタンが主権国家としての地位を獲得したと深く関係を持っている。大統領制の導入、ソ連憲法第六条の廃止とその他一連の民主的改革は、「主権のパレード」として歴史に刻まれたソ連邦からの連邦構成共和国の離脱過程に道を開いた。ソ連共産党の指導部は、第一九回共

産党全連邦協議会および人民代議員大会における民主的な決定や決議がこのような結果に転じるということ、すなわち、ソ連憲法が標榜し、全体主義的体制のソビエト的条件の下では揺るぎないものと考えられてきたソビエト社会の社会的・政治的およびイデオロギー的一体性、国際主義ならびに社会主義が、民主的改革の出現によって急速に崩壊するといったようなことは予想だにしていなかった。他方、当時においても、国家の一体性を維持しようとする試みがなされなかった訳ではない。一九九〇年四月二十七日、カザフスタン・ソビエト社会主義共和国最高ソビエトは、ソ連最高ソビエト、連邦構成共和国最高ソビエト、ソ連邦のすべての人民代議員ソビエトに対して、「ペレストロイカを擁護し、我等の社会主義国家の統一と領土の保全を維持する。未来に甦るソビエト連邦のため、我等の連邦の強化のため、自らの責任を深く自覚することを全代議員に訴える(後略)」との声明を出した。しかし、その半年後の一九九〇年一月二五日、カザフスタン・ソビエト社会主義共和国最高ソビエトは自らの声明を反故にし、カザフスタン・ソビエト社会主義共和国の国家主権についての布告を採択した。その第一条で「カザフスタン・ソビエト社会主義共和国は、主権共和国連邦の他の共和国と自由な意志で結合し、条約に基づいて他の

共和国との相互関係を構築する主権国家である」と規定した。この独立国家としての最初の文書の中には、司法領域にとってもっとも重要な原則となる、共和国の国家権力の立法権、執行権および司法権への分立、カザフスタン・ソビエト社会主義共和国の憲法および法律の優位等が規定された。

国家としてのソ連邦の崩壊のもっとも顕著な過程は、再びソ連憲法の改正が提起された一九九〇年一月二六日の第四回ソ連人民代議員大会の後に生じた。この大会における具体的な争点は、権力分立の原則に対してなされる改正の妥当性についての問題であった。その目的は、執行権を強化し、この権力の垂直的・水平的構造の崩壊を食い止めるためのメカニズムを形成することにあった。憲法第七編「裁判、仲裁および検察機関」が改正され、第二〇章「裁判所」、第七編「裁判および検察官監督」とそれぞれ見出しが変えられた。ソ連憲法裁判所を設置する代わりに裁判所体系が拡大され、ソ連国家仲裁機関が最高仲裁裁判所へと再編された。これと同様の改正がカザフスタン憲法においてもなされた。

カザフスタンでは、主権国家宣言の後、憲法上の諸制度の民主化が進められた。最初に、共和国憲法や国家の公式名称から「ソビエト」や「社会主義」という文言が削除され、それとの

関係で、大統領制の導入、二院制の最高会議の創設、憲法裁判所の設置等といった国家権力のメカニズムに対する重要な変更がなされた。同時に、それらは、各レベルのソビエトがすべての問題を公式に統制する過去のソビエト的システムの特徴を多く残した権力システムであったため、権力の分立を徹底させることができなかった。このような代償を払いながらも、ペレストロイカのプロセスは、独立獲得後の改革のプロセスへと受け

継がれ、時に旧い国家および社会構造を破壊し、市場経済の国家に相応しい新しい関係へと置き換えていった。一九九一年一月には、一九二二年の連邦条約が失効し、国家としてのソ連は消滅し、その空間には独立国家共同体が誕生した。このことは、「過去における組織の発展段階的メカニズムや社会の自主的な組織化は、遅かれ早かれ、成長する多様性を押さえつけることができなくなる」という一般社会学の命題を証明して見せた。

一九九一年一月二六日に採択された「カザフスタン共和国の独立について」のカザフスタン共和国の憲法的法律は、国家の独立を宣言し、「カザフスタン共和国における国家権力は、立法権、執行権および司法権の分立の原則に基づき構成され、行使される」（第九条）と定めた。同法第一〇条では、「司法権

は、カザフスタン共和国最高裁判所およびカザフスタン共和国最高仲裁裁判所に属する。憲法を擁護する最高の司法機関は、カザフスタン共和国憲法裁判所である」と規定している。この憲法的法律は、カザフスタン・ソビエト社会主義共和国の国家主権についての布告とともに、共和国の新しい法制度の設計、形成のための基礎となった。

一九九二年に次の諸法令が採択されたことは、司法領域において重要な意義を持っていた。「カザフスタン共和国憲法裁判所について」のカザフスタン共和国の法律（一九九二年六月五日採択・№1378-12（以下「カザフスタン憲法裁判所法」という。）、「カザフスタン共和国の憲法裁判手続について」のカザフスタン共和国の法律（一九九二年六月五日採択・№1379-10-1）、「カザフスタン共和国仲裁裁判所について」のカザフスタン共和国の法律（一九九二年一月一七日採択・№114-10-11）等。

従前のソビエト法体系には存在しなかった機関である憲法裁判所の一九九二年の設置は、宣言された権力分立の原則に若干の新しい要素を付け加えた。カザフスタン憲法裁判所法により、憲法裁判所は、共和国憲法を擁護する最高の司法権力機関として、国家機関その他の機関、公務員および社会団体から独立し、

共和国憲法にのみ従うものと宣言された（第一条第一項および第二項）。その基本的使命は、憲法適合性と共和国憲法の最高性を擁護し（第二条）、その活動は、適法性、合議制、公開性、独立性、不可侵性、裁判官の任期中の身分保障の原則に基づくものとされた（第三条）。一一名の憲法裁判所裁判官は、一〇年の任期中で最高会議により選挙され、長官、副長官その他の裁判官の候補者は、最高会議幹部会との調整の上で大統領により最高会議に提案された（第五条から第七条まで）。憲法裁判所には、ソビエト時代の裁判所が有していなかった次の権限が与えられた。

- (1) 法律その他の法令の憲法適合性審査
 - (2) 大統領、副大統領、閣僚、最高裁判所長官、最高仲裁裁判所長官、検事総長、外交使節その他の使節について弾劾の申立てがあった場合に、それらの者の憲法および法律の遵守について意見を述べることに。
 - (3) 市民の憲法上の権利を侵害する法適用実務の憲法適合性審査（第一〇条）。
- また、憲法裁判所の裁判の法的効力は、以下の通りである。
- (1) 法律その他の法令の全部または一部が違憲とされた場合には、当該法令は失効し、違憲と認定された法令に基づくその

他の法令も失効する。違憲と認定された法令に基づく裁判所その他の法適用機関の決定は、執行してはならない。

- (2) 規範的法令またはその一部が違憲とされた場合には、当該法令の公布を禁止し、当該法令の執行についての決定は失効する。

- (3) 大統領、副大統領、閣僚、最高裁判所長官、最高仲裁裁判所長官、検事総長、外交使節その他の使節が憲法を遵守していないと判断された場合には、それは、弾劾審査の開始事由となる（第一条）。

憲法裁判所の裁判および憲法裁判所裁判官の命令は、その名宛人となるすべての機関、企業、施設、政党その他の社会団体ならびに公務員および市民による執行の義務が法律により定められた。また、憲法裁判所には抑制と均衡のメカニズムの機能を果たす使命が与えられたが、客観的に見ると、それは、政治的な圧力に対抗することは不可能であった。一九九五年、憲法裁判所は不平等な選挙区割りについての申立てを審理し、実施された連邦議会選挙が違法であると認めたが、その後、H・A・ナザルバエフ大統領が最高会議を解散し、憲法裁判所に代えて憲法院（Конституционный совет）を設置する憲法をレフ・レンダムに付した。

ソビエト時代、カザフスタンの領域では、連邦と共和国の二種類の法令が効力を有していたため、カザフスタンの法制度にとってこの時期は、自国の法制度の形成という性質を帯びていた。このプロセスは、時には現行法の改正をもってして、また時には新しい法令の制定をもってして行なわれた。このプロセスは、行政法関係、所有法関係、労働法関係その他の法関係の法的規制に対する原理的で新しいアプローチに特徴があった。同時に、集中的な立法作業は、法令の一部を改正し、また新たな法令を制定したが、それらは、常に互いに整合するとは限らず、以前に制定された法律その他の法令の規定に整合しないこともしばしば生じた。その結果、一連の新しい法律は、ソビエト時代に制定されたカザフスタンの現行法と矛盾することになった。特に、このような事態は、法令や法制度全体の改革についての統一的一般理論的コンセプトの欠如によるものであった。法適用におけるこのような衝突は、裁判実務に一定の困難をもたらした。そのため、共和国最高裁判所は、「裁判実務においては、カザフスタン共和国の憲法および法律に反しない限り、ソ連最高裁判所総会の決定の中の説明に従い、またカザフスタン共和国最高裁判所総会の決定にも従う権利を裁判所に与える」¹⁶⁾との説明を出したのである。

しかし、一九九二年までの経済危機が否定的な傾向を悪化させた。生産量の減少および価格の自由化の中で、経済の金融状態や現有資金の状況は悪化し、住民の生活水準は低下した。この時期に国家の基本戦略方針に則り、市場関係の導入による経済システムの再建を優先した経済改革が行なわれた。経済改革や市場経済への移行によりもたらされた社会的な条件の変化は、多くの重要な分野（例えば、企業活動、課税、銀行業、価格形成、投資活動、取引所の活動等の分野）において新しい法規制を必要とした。法制度、とりわけ法令は、新たな経済の実態に適合せず、新たなアプローチと適切な法的規制を必要としていた。

一九九三年一月二八日の第二〇期カザフスタン最高会議第九会期においてカザフスタン共和国憲法が採択された。それは、カザフスタンが民主的で、非宗教的な単一国家であり、人間、その生命、自由その他の不可譲の権利が最高の価値であることを宣言した（前文）。一九九三年憲法では、法治国家建設の方針および人権優位の承認がその核心に置かれた。E・A・ルカショーワが正しく批判しているように、「法治国家の建設および人権の尊重は、非常に難しい課題であり、これは、何年もかけて（それは一〇年かもしれないが）、過去の残滓や近年になっ

て認められるようになった過去の過ち、誤謬を克服する社会全体での取組みによって初めて解決することができるのである⁸⁾。

一九九三年憲法の多くの規定は、原理的に新しい性質のものであり、それは、司法改革のその後の行方を方向付けた。カザフスタンの立法史上初めて、抑制と均衡の制度を採用し、互いに独立して活動する立法権、執行権および司法権への国家権力の分立の原則が確立され、同時に憲法の直接適用も定められた。

それまでの憲法との違いは、司法権の意義が権利および自由の擁護ならびにカザフスタン憲法の優位、適法性および公正性の保障にあると初めて宣言し（第九六条）、すべての事件および紛争にまで司法権を及ぼしたところにあった（第九七条）。これら裁判所に権限を付与した原則的な諸規定は、立法者が裁判所を権力機関として認めたことを意味した。現行の憲法との違いは、裁判所および検察官の法的地位が別の章に定められていたことである（第一六章および第十七章）。司法権は、憲法裁判所、最高裁判所、最高仲裁裁判所および下級裁判所に属するとされた。そこでは憲法裁判所が憲法を擁護する司法権の最高機関であり、最高裁判所および最高仲裁裁判所は、それぞれの管轄事項および下級裁判所に対する裁判監督に関する司法権の最高機関であると明記された。裁判官の任期は一〇年とされ、

裁判官の独立と不可侵、その非政治性が明記された。また組織の長および次長の任命権は、大統領の行政的権限の内に含まれた。一九九三年九月二三日付の「カザフスタン共和国の大統領府・内閣の法秩序維持機関部の役職者リストについて」の大統領令 (№1255) は、特に、憲法裁判所の長官その他の裁判官、最高裁判所の長官その他の裁判官、最高仲裁裁判所の長官その他の裁判官ならびに州裁判所、守備隊軍事法廷、アルマトイ市およびレニンスキー市裁判所の所長の選挙の提示は、国家参事官の同意に基づいて行なわれるものとされた。州裁判所、アルマトイ市およびレニンスキー市裁判所、仲裁裁判所ならびに守備隊軍事法廷の副所長および所員の任命については、大統領府・内閣の法秩序維持機関部の同意に基づいて行なわれるものとされた。これらの候補者についての予備的調査と予備候補者の人選は、大統領府・内閣の法秩序維持機関部に委ねられた（第一条）。

しかし、これら実施された法制度改革は、そのいずれもが重要とされていたにもかかわらず、カザフスタンにおける市場経済の発展、脱国家化および私有化のプロセス、議会主義の形成その他の民主的な制度から取り残され、体系化されることもなく、矛盾を孕み、官庁の利益がすべてに優先したため、社会に

重大な変化をもたらすこともなく、旧い行政的懲罰的システムとしてとどまっていた、社会および国家の法制度を改革することもなかった。何十年もの間、ソビエト国家の内外政策を決定してきた多くの政治的、経済的、イデオロギー的および法的な制度は、共和国の新しい地位との間で矛盾に陥った。一九九三年に採択された共和国憲法は、文字通り国家の基本法であるはずなのに、ある研究者に言わせれば、「国家の発展における優先順位が示されず、改革の確固たる法的基盤をどこにも築くことができず、掲げられた目標を達成するための憲法上の手段は

正当性を持ちえず、（中略）、一九九三年の基本法は客観的にも主観的にも、あらゆる観点から将来の要求の水準に到達する（ことは不可能であった⁸⁵」。このように、その数年の間に整備された法的環境は、重大な危機に瀕しており、政治的決定および執行機関の低位法令が法律および憲法的法律に優位する事態が、この危機を一層深刻にしていた。裁判所も、すべての法秩序維持機関のシステムも、従来の規範的、組織的基盤では適法性および法秩序を擁護するのに無力であることを露け出し、市場関係や、市場への移行条件への備えがないことを露呈した。カザフスタンの独立後すぐに採択された法律その他の法令は、非体系的であり、しばしば互いに抵触し、市民および経営主体の権

利および法益に反し、その中で官庁の利益が公然と優先させられた。したがって、経済システムおよび政治システムの諸改革は、それらに適合的な法的基盤の整備ならびに政治および経済分野における変化に対応するはずであった社会の法分野での改革を要求し、それがまた、新たな法制度の整備、質の高い法令の採択、高度に専門的で先進的な法適用、法秩序維持機関の効果的な活動および裁判所の絶対的な権威の承認を要求したのであった⁸⁶。

略記一覧

- ВР РК — Верховный Парламента Республики Казахстан（カザフスタン共和国議会公報）
- ВВС РК — Верховный Верховного Совета Республики Казахстан（カザフスタン共和国最高会議公報）
- ГПК РК — Гражданско- процессуальный кодекс Республики Казахстан（カザフスタン共和国民事訴訟法典）
- ҚазССР — Қазақстан Советская Социалистическая Республика（カザフ・ソビエト社会主義共和国）
- ҚоАП — Кодекс Республики Казахстан об административных правонарушениях（カザフスタン共和国行政的違法行

為法典)

- КПСС — Коммунистическая партия Советского Союза
 (ソ連共産党)
 М. — Москва (モスクワ)
 П. — пункт (項)
 П./п. — подпункт (号)
 РК — Республика Казахстан (カザフスタン共和国)
 САНП РК — Собрание актов Президента и Правительства Республики Казахстан (カザフスタン共和国大統領・政府法令集)
 СССР — Союз Советских Социалистических Республик
 (ソビエト社会主義共和国連邦)
 СНД — Съезд народных депутатов (人民代議員大会)
 Ст. — статья (条)
 УПК РК — Уголовно-процессуальный кодекс Республики Казахстан (カザフスタン共和国刑事訴訟法典)

注

- (1) См.: Декларация о государственном суверенитете Казахской ССР от 25 октября 1990 г. // Ведомости Верховного Совета Казахской ССР. 1990. № 44. Ст. 408.
 - (2) См.: Айтхожин К.К. Конституция государства-членов СНГ (сравнительно-правовой анализ) // Журнал "Правовая инициатива". 2001. № 2. С.1.
 - (3) См.: Мами К.А. Конституционная законность и судебная власть в Республике Казахстан.: Автореферат диссертации доктора юридических наук. Алматы, 2003. С.17-18.
 - (4) См.: Постановление Совета Министров СССР от 10 февраля 1990 г. № 150 "О мерах по улучшению условий работы судов и их материально-технического обеспечения" // base.consultant.ru.
 - (5) Ведомости Верховного Совета СССР. 1959. № 1.
 - (6) Бойков А.В. Третья власть в России. Очерки о правосудии, законности и судебной реформе 1990-1996 гг. М., 1997.
- Эффективность правосудия и проблема устранения судебных ошибок. - Том II - М., 1975. - С. 57.
- (7) E. T. Гаидар は「この総会決定を」これはとても興味深い記録である。なぜなら、これは「として全体的に停滞していった連立経済が

- かくも急速に崩壊したのかという二十世紀の謎を解き明かしてやるからである」（中略）六年間で消費市場および財政制度を完全に崩壊させ、一九九二年の終わりにまで外貨準備金も穀物備蓄も国内にもたふさず、そのために多大な努力を要したのである。」と的確に評している。
- （Весна реформ, которой не было // Коммерсантъ-Daily. 1995. - 22 апреля (№ 74).
- ⑧ См.: Материалы Пленума Центрального Комитета КПС-С. 27-28 января 1987 г. М., 1987.
- ⑨ См.: Материалы XXVII съезда Коммунистической партии Советского союза. М., 1986.
- ⑩ Горбачев М.С. Перестройка и новое мышление для нашей страны и для всего мира. М., 1987. С. 18.
- ⑪ См.: Резолюция XIX Всесоюзной конференции КПСС // Журнал "Коммунист". 1988. № 10. С. 65.
- ⑫ См.: Материалы XIX Всесоюзной конференции Коммунистической партии Советского Союза. М., 1988. С. 146-147.
- ⑬ См.: Резолюция XIX Всесоюзной конференции КПСС // Журнал "Коммунист". 1988. № 10. С. 86-87.
- ⑭ См.: Кудрявцев В.Н. Лукашева Е.А. Социалистическое правовое государство // Социалистическое правовое государство: проблемы и суждения. М.: Издательство "Наука", 1989. С. 5-23.
- ⑮ Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР. 1988. № 49. Ст. 727.
- ⑯ См.: Даварев Л. В. Слива А. Я. Конституционная реформа — первый этап // Журнал "Советское государство и право". 1989. № 3. С. 3-14.
- ⑰ См.: Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР. 1989. № 1 Ст. 23.
- ⑱ См.: Ведомости Верховного Совета СССР. 1989. № 9. Ст. 223.
- ⑲ 人民代議員の権利は、国家権力の地方における選挙機関である。
- ⑳ См.: Ведомости Съезда народных депутатов и Верховного совета СССР. 1989. № 13. Ст. 441.
- ㉑ СП СССР. 1972. № 6. Ст. 32.
- ㉒ См.: Закон Казахской ССР от 23 ноября 1990 г. № 347-III "О судостроительстве Казахской ССР (внесены изменения в соответствии с законами РК от 24.06.92 г. N 1410-III; от 01.04.93 г. N 2073-III; Указом Президента РК от 04.12.95 г. N 2670; постановлением Президиума Верховного Совета от 17.04.92 г.).
- ㉓ Ведомости Съезда народных депутатов и Верховного совета СССР. 1989. № 22. Ст. 418.
- ㉔ Тажке. Ст. 416.

- ㉔ Там же. Ст. 420.
- ㉕ Там же. Ст. 421.
- ㉖ Там же. Ст. 422.
- ㉗ Там же. Ст. 423.
- ㉘ Там же. Ст. 424.
- ㉙ См.: Постановление Совета Министров Казахской ССР от 30 марта 1990 г. № 130 "О реализации постановления Советов Министров ССРР от 10 февраля 1990 г. № 150 "О мерах по улучшению условий работы судов и их материально - технического обеспечения".
- ㊱ Там же. № 28. Ст. 538.
- ㊲ Там же. № 28. Ст. 540.
- ㊳ Там же. № 29. Ст. 574.
- ㊴ См.: Постановление СНД от 23 декабря 1989 г. "О порядке введения в действие Закона ССРР "О Конституционном надзоре в ССРР" // Ведомости СНД и ВС ССРР 1989. № 29. Ст. 573.
- ㊵ См.: Закон о Конституционном надзоре В ССРР // Ведомости СНД и ВС ССРР. 1989. № 29. Ст. 572.
- ㊶ См.: Алексеев А.А. Теория права. М.: БЕК, 1994. С. 212-217.
- ㊷ Ведомости Съезда народных депутатов и Верховного совета ССРР. 1990. № 12. Ст. 189.
- ㊸ См.: Закон Казахской ССР от 24 апреля 1990 г. "Об учреждении поста Президента Казахской ССР и внесении изменений и дополнений в Конституцию (Основной Закон) Казахской ССР" // Ведомости Верховного Совета Казахской ССР. 1990. № 18. Ст. 190.
- ㊹ См.: Электронный юридический справочник "Законодательство". Версия 1.4. Издательство ЮРИСТ. 2006.
- ㊺ Ведомости Верховного Совета Казахской ССР. 1990. № 44. Ст. 408.
- ㊻ Известия. 1990. 23 декабря.
- ㊼ См.: Закон РК от 2 июля 1992 г. № 1491-ХП "О внесении изменений и дополнений в Конституцию (Основной Закон) Казахской ССР"
- ㊽ См.: Ведомости Верховного Совета Казахской ССР. 1991. № 51. Ст. 622.
- ㊾ Ведомости Верховного Совета РК. 1992. № 10. Ст. 266; 1993. № 10. Ст. 266.
- ㊿ Ведомости Верховного Совета РК. 1992. № 5. Ст. 101; 1993. № 17. Ст. 417.
- Ⓜ См.: Явич Д. С. Перестройка и право. Актуальные теоретические вопросы // Правоведение. 1987. № 5. С. 37-

39.

㉔) Постановление Пленума Верховного суда РК от 21 февраля 1992 г. № 1 "О постановлениях Пленума Верховного суда ССРР" // Электронный правовой справочник "Законодательство", Версия 14. Издательство "ЮРИСТ", 2006.

㉕) Постановление Президента РК от 15 июля 1992 г. № 854 "О дополнительных мерах по организационно-правовому обеспечению экономической реформы" // Электронный правовой справочник "Законодательство", Версия 14. Издательство "ЮРИСТ", 2006.

㉖) Лукашева Е. А. Права человека и формирование правового государства в условиях реформирования политического и экономического строя России // Общая теория прав человека / Отв. ред. Е. А. Лукашева. М., 1996. С. 76.

㉗) Малиновский В., Матюхин А. Конституция, стабильность, согласие и развитие // Журнал "ЮРИСТ", 2005, № 3.

㉘) См.: Государственная программа правовой реформы в Республике Казахстан (основные направления): утверждена постановлением Президента РК от 12 февраля 1994 г. № 1569 // САПП РК. 1994. № 9. Ст. 91.